

シンポジウム「新たに始まる医療事故調査制度について」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 木下 正一郎 (54 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、2015年1月29日、クレオにて、シンポジウム「『新たに始まる医療事故調査制度について』～公正な医療事故調査制度の確立のために～」を開催した。

医療事故の原因究明・再発防止のため、2014年6月、医療事故調査制度が法制化され、本年10月より施行される。本制度では、医療事故が起こった場合、医療機関が院内で事故調査を行い、その結果に納得がいかない場合等には、第三者の医療事故調査機関に調査を求めることができる。現在、省令・運用ガイドライン策定のための作業が行われている。

シンポジウムでは、まず基調報告として、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長大坪寛子氏、医師であり一般社団法人日本医療安全調査機構事務局長を務める木村壮介氏及び当職の3名が報告を行った。

大坪氏は、本制度の法制化に至る経緯と制度の内容について報告した。木村氏は、制度法制化に先立って日本医療安全調査機構が実践してきた「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について説明し、調査においては、事故が発生した医療機関自身の努力、中立公正な外部の医療専門家による検証が必要であり、透明性が図られた仕組みとしなければならないとの報告をした。当職は、本制度において報告・調査の対象となる医療事故の範囲、調査報告書の取り扱い等、パネルディスカッションにつなげる論点提起を行った。

続いて、基調報告者のほかに宮澤潤会員、児玉安司弁護士（第二東京弁護士会）を加え、鈴木利廣会員をコーディネーターとするパネルディスカッションを行った。

宮澤会員は、本制度の目的に照らし、医療事故の範囲は広く捉え、調査では原因の究明・分析、再発防止策の提言を行い、調査報告書を遺族に交付して説明すべきであると述べた。児玉弁護士は、医療において多数の死亡事例が生じている中、本制度はサンプリング調査としての性格を有し、この15年の間に行われてきた医療事故調査の取り組みを支援し発展させていくべきであると述べた。

紛争の防止と本制度との関係について、木村氏は、本制度は調査をして専門的な評価をするものなので、紛争を解決する姿勢で臨むわけではないが、遺族に対しきちんと調査した結果を示していくことが遺族の納得につながると答えた。また、医療事故調査において弁護士が、医療者の視点に偏らない、一般の目から見て分かりやすく明快な調査結果を導く上で、大きな役割を果たしていると説明した。児玉弁護士は、本制度に関与することによって、弁護士が関係者間の情報共有、相互理解及び関係修復を図ることが期待されるとの考えを述べた。

その後、会場から、多数の死亡事例を調査するためには解剖医が不足しておりその養成が必要ではないかとの質問がなされた。これに対しパネリストより、調査の対象となる事例を年間1300～2000件と予想していること、Ai（死亡時画像診断）も活用しすべての事例で解剖を行うわけではないこと、過去の調査で臨床診断が解剖によって覆ったものは4%であり、全例で解剖を行わなくても対応できると考えられることなどが述べられた。

本シンポジウムが、医療事故調査制度に対する参加者の理解を深め、公正な運用のために何が必要かを考えるきっかけとなれば幸いである。